

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道日高川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字上八ツ林字新 田前町一四一番一地从先から 同郡同町大字下八ツ林字柳町二 三九番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年三月十五日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第四号で告示し た道路予定区域の供用開始 である。延長一・六七・六 メートル。</p>